

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		藤沢労働総合庁舎（２３）建築改修その他工事
工事種別		建築工事
工事場所(都県)		神奈川県
工事場所(市区町村)		藤沢市 朝日町５－１１、５－１２
工事概要		敷地面積 １.５２８㎡ １．建物 １）庁舎 構 造：鉄筋コンクリート造 地上４階 地下１階 建築面積：約 ５００㎡ 延べ面積：約 ２,５００㎡ 用 途：庁舎 工事内容：外壁改修、防水改修、内装改修 改修一式 電気設備工事、機械設備工事 改設一式
担当事務所		横浜営繕事務所
公告日／期限日／開札日		R5.5.26 / R5.6.9 / R5.7.5
工 期		工事の始期から 225 日間（R5.8.18（工事着手期限））
入札契約方式／落札方式		一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 Ｃ等級又はＢ等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成 20 年 4 月 1 日以降の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の外壁改修又は屋上防水改修を含む改修工事 （イ） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外壁、内装の全てを含む。）の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。 また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。 上記（ア）又は（イ）の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満

		のものを除く。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に配置できること。 また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。 1）主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。 監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。 2）1人の者が、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の外壁改修又は屋上防水改修を含む改修工事 （イ）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外壁、内装の全てを含む。）の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。 当該経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記（ア）又は（イ）のいずれかの工事経験を有していればよい。 なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。 3）監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 4）配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

「藤沢労働総合庁舎(23)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、藤沢労働総合庁舎（藤沢市朝日町5-11, -12）において、外壁及び屋根防水の経年劣化のため、内部への漏水が発生しており、業務へ支障をきたしていることから改修を行うものです。

(1)主な工事内容

- ・ 防水改修工事 シート防水改修（かぶせ工法）、シーリング改修
- ・ 外壁改修工事 タイル浮き部改修、ひび割れ補修、複層塗材の撤去・新設
- ・ 環境配慮改修工事 複層塗材の下地調整材の石綿除去
- ・ 電気設備改修工事 建築改修に伴う電気設備改修
- ・ 機械設備改修工事 建築改修に伴う機械設備改修

(2)施工時期、施工条件

- ・ 外部足場の設置及び解体時の資材置場として、駐車場5台分を各々1ヶ月程度利用可能です。
- ・ 外壁仕上撤去作業では、近隣への騒音対策として防音シート設置を見込んでいます。
- ・ 閉庁日作業では、通行者の安全を確保するため、交通誘導警備員を見込んでいます。現場説明書説明事項その2[交通誘導警備員]を参照してください。
- ・ その他の仮設、養生、作業範囲については「仮設設備等計画図（参考図）」（K-01, 02図）を参照してください。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1)実態を踏まえた積算の運用

- ・ 法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2)入札時積算数量活用方式の適用

- ・ 発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3)施工条件等の円滑な協議

- ・ 契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）
- ・ 施工数量調査の結果、契約図書と異なる場合は、監督職員と協議の上、設計変更等の措置を講じます。

(4)工事関係図書等の効率化

- ・ 本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5)週休2日促進工事の適用

- ・ 本工事は発注者が週休2日に取組むことを指定する発注者指定方式を適用します。

(6)主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
- ・工事の始期を令和5年8月18日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の 主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

(7)見積活用方式の試行

- ・工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

(8) 適切な工期の確保について

- ・本工事においては、資機材及び機器等（以下、「機器等」という。）について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。